

Ⅱ 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1. 募集人数等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2. 出願資格

平成31年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3. 出願手続

(1) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

(2) 「入学願書」の記入にあたっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

4. 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5. 面接

(1) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に出願した者について実施する。

(2) 平成31年2月28日(木)午後4時から本校で個人面接を実施する。

なお、集合等詳細については、当日に連絡する。

(3) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、在学中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

6. その他

ここで定めた内容以外の事項については、「Ⅰ 一般募集」による。